

政 策 提 言

林業公社等にかかる金融問題検討会に参加する20府県と農林漁業金融公庫は、平成18年3月及び8月に「林業公社等の既往債務について、森林の公益的機能を重視した長伐期化、非皆伐等の施業に対応した償還方法に変更できる新たな金融支援措置」について提言したところです。

国におかれましては、平成18年度予算において、広葉樹林化促進対策や地方交付税措置等新たな支援措置を講じられたところですが、林業公社等においては、いまだ抜本的な経営改善の見通しが立っていない状況にあり、民有林の適切な森林整備を行う観点からも経営改善が喫緊の課題となっています。

つきましては、林業公社等の経営改善及び今後の森林整備を円滑に進めるため、以下の事項について措置されますよう提言します。

- 1 既往債務の償還時期を、経営する森林の伐採時期に合わせた償還とする選択肢を持った資金制度を創設すること。
- 2 伐期の長期化などに伴って償還期間を延長した場合、増加する利子負担を軽減する措置を講ずること。
- 3 将来の利子負担軽減のため、伐採収入や新たな支援措置等を財源とした公庫資金の繰上償還が随時実施できる仕組みを講ずること。
- 4 以上の金融支援措置は、戦後の拡大造林等に公的資金を利用し、既往債務の償還に苦慮している林業公社以外の林業事業体も対象にすること。